

1950年代前半の高島亀太郎（上）

——家業面について——

川 東 蛸 弘

目 次

はじめに

第1章 1951年

第2章 1952年

第3章 1953年

第4章 1954年

は じ め に

前稿¹⁾で、敗戦・占領・戦後危機下の高島亀太郎の動向について見ました。戦前政治家（衆議院議員・宇和島市長）として戦争に協力していた亀太郎が、敗戦後戦争責任を問われ、公職追放され、専ら家業に専念していたこと。その家業面では、戦前木工会社を経営し、囀の木製飛行機を製作し戦争に協力していたが、戦後は家具木工の「平和産業」に転換し、占領下の占領軍の家具受注までしていたこと、貸家経営では宇和島最大の貸家地主となり、頻繁に家賃の値上げを行い、危機を乗り切っていたこと、また戦後の労働運動にも直面し、亀太郎がそれに対応していたこと、ドッジ不況に襲われ家業も不振であったこと、財産税・富裕税・所得税など税金で苦しめられたことなど、生々しい戦後史、激動の歴史の一端をかいま見てきました。

さて、本稿では、1950年代前半（1951～54年）の亀太郎について、その家業面について考察します。亀太郎68歳から71歳にかけての時期です。1950年6

1) 拙稿「敗戦・占領・戦後危機下の高島亀太郎（上）（中）（下）」（「松山大学論集」第12巻第5号，6号，13巻1号，2000年12月，2001年2月，4月）。

月の朝鮮戦争を契機に日本経済は経済復興を遂げていき、亀太郎の木工会社もドッジ不況から回復し、軌道に乗ります。山林投資も積極的に行っています。しかし、労働争議はなお続き、亀太郎の会社でもストが起きています。税金面では依然として苦しめられたようです。なお、政治面では、51年6月公職追放が解除され、政治活動が再開されていきます。

第1章 1951年

1951年(昭和26)、亀太郎68歳の年です。家業の中心は木工会社ですが、他に貸家、山林投資など行っています。経営は大過ないようです。政治面では、本年は各種選挙の年ですが(知事選、県議選、市長選、市議選)、亀太郎はまだ公職追放の身で選挙に関わっていません。以下、1951年の家業について見ることになります。

(1) 宇和島木工会社関係

亀太郎の経営する木工会社は、例年通り1月4日から開始です。会社は前年の朝鮮戦争でドッジ不況から回復しています。日記に会社に出勤、銀行へ行く等の記事が続きます。1月5日「午前会社に出勤し、濱浦君と共に弁天町の木材土場や森善、成瀬の店へ行き、予は営林署へも行った」、1月8日「午前会社に出勤し、午後四国銀行等へ行く」、2月7日「十時から濱浦君と共に小島材木店へ行き、午後下田家具店へ行った」等々。

5月13日に、例年の如く、会社の運動会をしています。「会社の運動会を催すので、午前九時出発。一同と共に赤松遊園地に趣く。大浦から海岸伝いに徒歩したので十時過ぎに着し、例によって宝探しなどあって、用意の折詰を開き、午後二時迄遊んだ。天気が良いので覗き岩の海も静かであった。予は帰途市中へ廻り、河野と福島へ寄って、九時帰宅した」。

11月4日も運動会です。「会社の遠足運動会を卯之町行として催すので、朝八時迄に会社に集合。事務所の稲岡、濱浦の諸君を始め工員一同で二十六名と共

に、八時三十九分宇和島駅発の列車で出発した。沿線稲の収穫も殆ど了って、晩秋の好季節である。九時半卯之町着。駅より十町斗りの明石寺に参詣。四国巡礼の札所であるが、存外立派な伽藍で境内も閑寂である。予は和尚野井氏の茶室に案内されて、少時談じた。一同は休憩の後、山を下って県立高等学校(旧宇和農業)前の公園で弁当を開き、小宴をした。午後一時二十分発の下り列車で立ち、二時宇和島に帰った」。

景気は良くなっても、労働者はあいかわらず苦しかったようです。11月に宇和島で家具職工の労働組合(佐藤組合長)が結成されています。亀太郎の会社の職工も組合に加盟し、その組合が賃上げを求めています。それに対し、亀太郎は土居幸治・橋本らの同業者と協議し、労組側と交渉しています。11月13日「午後一時から袋町二丁目丸幸に行き、土居、橋本等家具業者十数人と会合。今回結成の家具労働組合からの要求に係る賃金値上げの件に就き協議した」、11月27日「午前会社に出勤。家具労組会長佐藤君其の他の来訪者に会ふ。午後在宅。牧野君、三瀬庫重君来訪。夜六時から丸幸で家具業者と会合し、労組交渉の案を協議した。九時半帰宅」等々。

労働争議は各職場別に個別交渉・対応するようになっていきます。12月3日「午前両銀行と丸幸へ行く。賃上げ要求は職場別交渉とした旨丸幸の土居幸治君から聞いたので、午後朝日町の食品工業へ行って、家具部主任の土居君と此件で話した後、会社に出勤して四時帰宅。夜、濱浦君を招いて打合せした」。

個別交渉となりましたので、亀太郎は、12月4日に、自分の会社の家具職工に対し、会社側の賃上げ案を示しました。しかし、労組側は受け入れず、ストとなりました。「午前会社に出勤。賃上げ要求に対し、職工代表松浦君と会見。会社側の賃上げ案を示して折衝し、更に工員十名程にも同様会見説明した結果、細目協定に入る所にまでなったが、又逆転し、三時に至って請負賃金制の工員全部は会社案を承諾出来ずとしてストに入った」。

しかし、このストは長続きせず、翌5日に、仲介もあり、スト解除です。「午前午後共に会社に出勤する。朝、橋本徳三君来社。吾社の労働争議に就て話が

あり、スト中の職工との間を往復した結果、大体会社案で賃上げし、其の他の点で多少緩和して交渉纏り、細目協定に入った。明日より就業することゝなつて、ストは一日半で解決を告げた訳である」。

(2) 山林・土地売買関係

亀太郎は宇和島でも有数の山林地主です。北宇和郡内や高知県に200町歩以上所有しています。この年の6月には北宇和郡二名村音地の山林を追加購入(面積不明)しています(北宇和郡成妙村黒井地の人富永庄一から)。「夕方西山君が黒井地の富永君と世話人山瀬君を伴ひ来つて商談の結果、富永君所有二名村音地の山林(吾方所有林と接続地)を買取することに決定した」。

他方、亀太郎はこの年の12月、宇和島市の生家の裡町4丁目の土地を、理由不明ですが、ブリキ商の菊池兼太郎に売却しています。25日「午前菊池兼太郎君方や丸宇証券などへ行き、午後中村で菊池君から裡町の土地代を受け取った」。

(3) 納税関係

2月28日に、前年の1950年分の所得税の確定申告をしています。「所得税確定申告の期日なので、午後三時迄に第三期納税をなし、五時少し前に申告書を税務署に提出した」。なお、50年の申告額は、『高畠文庫資料』によると、所得金額16万2,700円で、内訳は家賃8万2,080円、給料7万1,400円、利子8,870円、配当380円で、税額は2万8,050円です。49年に比べ、所得金額は1.06倍であり変わりませんが、所得税額は30.4%の減少をしています。それは、家賃の引き上げが出来なかったこと、又、家賃収入に対する所得課税は軽減されたものの、他方50年の税制改正で固定資産税が創出され、大幅に増加させられたためでした。亀太郎は「私共の家賃は改正^④では八月から上がり、固定資産税は従来の家屋税に比し大幅に増加したので所得が減りました」と記しています²⁾。

3月に1950年分の富裕税の申告資料を作成しています。3月7日「昨今は富裕税申告の資料調査に当って居る」、3月8日「午後富裕税の申告書が漸く出来たので、税務署へ行って主任の中村氏に会い、一、二記入の上一応提出して置いた」、4月23日「午後は税務署へ行って富裕税の主任中村君と立木の評価に就て交渉した」、4月26日「午後税務署へ行って中村係官に会った上、嚮に申告の富裕税資産額を少々増加修正して、八百五拾五万余円(税額約壹万八千円)とした」等々。

7月19日に1951年分の所得税の予定申告をしています。「税務署の和霊校臨時出張所へ行って、二十六年度所得税の予定申告をする」。ただ、資料なく、予定所得額は不明です。

11月下旬、亀太郎は宇和島の地主達と共に市長に対し、固定資産税増徴反対の陳情をしています。22日「午前榎本源蔵君を訪ね、又丸宇などへ行った。午後一時商工会議所へ行って、長山、榎本、堀部、伊達家、山下、西村、敷島紡の三浦君など地主関係者の十氏と会し、共に市役所に中平市長を訪ふて固定資産税引上反対の陳情をした後、又会議所に会して地主側で固定資産研究会を組織した」。28日には市議会に陳情しています。「午後一時商工会議所へ行って、長山芳介君、大和田正君と会し、共に市役所の市会議長室に藤田議長を訪ふて、固定資産税増徴反対の陳情をし、次で朝日町宅に榎木市議を訪ふて、同様の意見を述べた」。

このように、税金問題では相当苦勞しているようです。

1951年を回顧して、亀太郎は次のように述べています。「この一年を通じて身

2) 『高島文庫資料』3-108より。1950年の家賃収入は、1ヵ月1万8,000円で、49年6月以降変わらず、年間家賃収入が21万6,000円、そして、家賃所得額は21万6,000円×38%＝8万2,080円で計算している。なお、前年は50%で計算し、家賃収入18万2,250円×50%＝9万1,125円であった。したがって、50年には課税される家賃所得は減少し、所得税は減少した。また、50年の給与所得については年間給与8万4,000円×85%＝7万1,400円で計算している。前年は75%で計算していたため、こちらは増税となっている。固定資産税については、この年の税額は不明だが、次年度の資料から12万円であったと思われる。したがって全体としては、大幅な増税であった。

辺に大なる変りはなかった。六月に公職追放解除となり、又木工会社の事業も大過なく経営を続け来つて、平凡に経過した」。

第2章 1952年

1952年(昭和27)、亀太郎69歳の年です。家業の中心は引き続き木工会社です。会社は大過なく経営を続けています。山林投資を積極的に行い、また、市内で土地売買も始めています。政治面では、前年6月の公職追放解除で政治活動が可能となり、本年に行われた総選挙(10月1日)で、早速甥の中村純一の選挙応援をしています。以下、本年の家業面について見てみます。

(1) 宇和島木工会社関係

亀太郎経営の木工会社は、例年通り1月4日から会社を始めています。以降、「会社用、宅用をする」(1月5日)とか、「市役所、税務課と四国銀行へ行(く)」(1月7日)「伊予銀、営林署などへ行った」(1月25日)等々が続きます。

2月17日に、前年11月に結成された家具労働組合の発会式の宴会に来賓として参列しています。「午後一時には商工会議所に於ける家具労働組合発会式の宴会に来賓として出席した」。

5月11日に恒例の会社の遠足運動会に参加です。「会社の運動会を舟遊として本日を予定したので、午前六時会社に集合したが、空模様が余りよくないので、しばし躊躇の後、雨は降らぬと見て八時一同出発した。須賀川裾見返り橋の所から、モーター附小舟二隻に分乗して港内を出で、少し波はあったが、高島まで乗り付けた。上陸の上昼食の弁当を開き、魚釣りの組は遊子沖まで更に舟行したが、予等は島に留まって其帰りを待つて居る内、空は漸く晴れて碧一色の好天気となり、波も静まって朝とは全く光景を一変した。午後三時半高島を立て帰航し、五時朝日町運河より上陸して一同解散した」。

亀太郎の木工会社は、家具製作の委託を刑務所にしているようで、その記事が見られます。8月7日「濱浦君と共に柿原刑務所へ行って、家具委託製作の

件で所長と黒田主任に会ふた」。

11月12日にもまた、会社恒例の運動会をしています。「会社の遠足運動会を喜多郡白滝行としたので、朝会社に揃った上、稲岡君以下二十五名と共に八時三十九分の列車で出発した。白滝駅へ下車して十一時から白滝公園へ行った。瀧の風致殊によろしく、紅葉も今が見頃で遊山の客も多い。一同は瀧の水源方面まで見た上、園内の亭を席借して用意の折詰を開き寛いだ。少し早いですが、都合で大洲へ途中下車する積もりで、午後一時四十五分の下り列車で白滝を立ったが、時雨が催したので、其儘宇和島へ乗通し、四時半帰着した」。

11月下旬、また労働争議が起きています。28日、宇和島家具労働組合が、亀太郎等木工業者に対し、賃上げ要求を出し、交渉しています。28日、「四時伊豫銀の一室で家具工労働組合の幹部七、八人と会見して、過日来要求のあった賃金値上の件に就き折衝し、意見を述べた」。

翌11月29日、労組の要求に対し、亀太郎は8%値上げの回答をしています。しかし、組合側はストの構えです。「午後一時に職工一同と会見して、賃率八分上げの旨回答した。会社の職工としては大体協調の意向と察せられるが、一般労組の主張と懸隔もあり、業者中未解決の向もあるので全面ストに入る形勢である」。

12月1日からスト開始です。「会社に出勤、職工はストに入っている。宅に田中亮一君来訪、四時築地木工へ行って、スト対策に就き話した」。

12月2日、労資交渉があり、1割の賃上げで妥結し、ストが終わっています。「午前九時より会社に於て労組交渉委員数名及び当社の職工の重立った連中と会見し、賃金問題を折衝した結果、一割上げで合意帰結を見、此件解決した。十一時からストを解いて皆々就業した」。

(2) 山林関係

亀太郎は山林地主です。1952年2月時点では郡内に123町歩³⁾、県外では高知県幡多郡橋上村にも100町歩(50年に購入)程所有しています。そして、この

年は活発に山林を購入したり、交換するなどしています。

8月3日には、亀太郎所有の高知県橋上村の山林と酒井善治所有の清満村増穂の山林を交換し、差額の決裁をしています。「午前酒井善治君来訪。数日前契約した橋上村の山林と同君所有清満村増穂の山林を交換に就ての差金を渡した。近く登記の筈である」。そして9月24日に登記しています。

8月9日には、来村祝森の山林(実測50町歩)を正木某から購入しています。「午前八時半から外出、先づ信用金庫へ、次で渡辺代書事務所へ行って笠松君に会い、今回同君の世話で買入れた来村祝森山林の登記申請と受渡をした」。

10月12日に、さらに来村祝森の別の山林(約20町歩)も買っています。「朝早く西山君と共に自転車で出発、来村の山林を視に行き、……先日買った祝森の山林に続く山頂へ向って登り、公簿二十町の山林を歩いて、午後二時下山し、此分をも買入れることに笠松君へ話した」。翌13日登記しています。

11月6日には、亀太郎所有の日吉村鍵山の山林(16町歩余り)と鎌田某所有の山林とを交換しています。「午前九時渡辺代書へ行って、宇和島の法務局へ鎌田君関係の登記申請書類を提出させた上、十時発の国鉄バスに駅から乗って日吉村鍵山へ出張した。正午過着。先着の鎌田君、外に遊子川の佐川君と会し、石田代書事務所です書類作成の上、日吉山林を鎌田君と交換の登記を同地法務局に提出した。四時完了し、旅館で取引を済ませて、予は五時二十分発のバスで七時過に帰字した」。

(3) 土地・建物売買関係

亀太郎は市内で土地・建物の売買、不動産業に乗り出しています。本年5月下旬、戦前宇和島に進出していた郡是製糸の宇和島工場(中之町)の土地・建物を購入しました。5月22日「午前西田英済君来訪。先般来話しのあった郡是

3) 『高島文庫資料』(3-108)の「昭和26年分富裕税申告書」(1952年2月申告)より。この時点で郡内の山林は、北宇和郡吉野生村(16町6反2畝6歩)、二名村(亀太郎分4反3畝27歩、セイ分29町5反6畝21歩)、三島村(60町7反2畝11歩)、日吉村(16町1反3畝29歩)、合計123町4反9畝4歩所有です。

製糸宇和島工場の土地建物買入の交渉相当進捗する」。そして、31日に郡是工場の買い入れを決定しました。「午前西田君来訪。郡是買入の談熟し、西田君と中西工場長とが中村にて会見。午後三時、予、中村へ行き、西田君及び共に世話をする古島武平君を招いて会談の結果、郡是宇和島工場の土地建物買入の件確定する」。さらに、6月1日、郡是の土地建物の外、備品の一部も購入することになっています。「午前十時郡是製糸宇和島工場へ行き、工場長中西武平君と会見。西田、古島両君をも会して、土地建物の外備品の一部をも買受けることに相談を纏め、場長の案内で工場、寄宿舎を一覧した」。資金は銀行借入と預金でした。6月2日「四国、伊豫両銀行へ行って、支店長に会い、又宇和島信用金庫に理事長井上敬雄君を訪ふて、夫々金融の交渉をした。大体預金引出しと借入金とで郡是買入の資金は出来そうである」。そして、翌8月1日に契約書の交換をしています。

そして、亀太郎はこの土地・建物の転売を始めています。8月25日に、郡是の前工場長の社宅の転売です。「十時半から郡是へ行って、西田君や宝商事の中川君に会し、前工場長社宅の家屋を売約して、午後宝で手附金を受取った。これが郡是より引受の土地建物売却の始めである」。

8月30日には、郡是社宅の転売を準備しています。「午前郵便局へ行って、郡是社宅の明渡未済分式戸へ内容証明郵便を出し……、午後郡是へ行って、西田君と共に鎌原通分の旧社宅四戸の坪数調査を行ひ、売却予定値を定めた」。

(4) 納税関係

1952年2月27日に前年分(1951年)の所得税の確定申告をしています。「二十六年分の所得税確定申告書の調査作成をして、午後三時迄に税務署へ提出し、同時に所得税の第三期納税をした」。なお、『高島文庫資料』によると、1951年分の所得は22万0,570円で、内訳は、家賃所得8万1,000円、給与所得(宇和島木工)7万7,350円、利子8,440円、配当750円、譲渡所得(宅地・家屋)5万3,030円であり、納税額は3万0,120円となっています⁴⁾。前年に比べると

5万7,870円程増えています。大半は譲渡所得(51年12月に売却した宇和島裡町の生家の売却)によるもので、家賃収入は前年と変わらず(1ヵ月1万8,000円で年間21万6,000円)、給与収入は8万4,000円から9万1,000円へ少し増えています。

2月28日に、亀太郎は前年1951年分の富裕税の申告に取りかかっています。「大体在宅、富裕税申告の下調べに当る」。そして、翌29日に申告しました。「午前中富裕税申告書の作成をして、正午過やっと出来上ったので、午後会社で伊豫銀へ行き、次で税務署へ行って資産税の中村係長と立木の評価に就て標準を算出し、四時全く申告手続を了った。帰後十時過迄書類を整理した」。『高島文庫資料』によると、この時申告した資産額は758万3,800円、富裕税は1万3,960円でした⁵⁾

7月19日に、1952年分の所得税の予定申告をしています。『高島文庫資料』によると、所得額は16万7,500円で、予定納税額1万5,000円となっています。前年より減少の予定ですが、それは、前年あった譲渡所得がなくなったため、前年と実質変わりません⁶⁾

11月中旬、税務署から調査が入っています。11月13日「会社に出勤する。午前中税務署の法人税係渡辺署員等二人が会社の前年度決算の調査に来て、其方は無事に済んだが、関連して午後吾個人の所得申告に及び宅へ来て金庫の書類等を調べた。説明に努め四時一応了った」。15日に税務署に出頭しています。

「午前八時片山税理士、次で山越君方へ行った上で、九時半税務署へ出頭して法人の渡辺一雄係員に会ふた。一昨日の件処理方に就いて話があり、大体了

4) 『高島文庫資料』(3-108)より。家賃所得は収入21万6,000円から、固定資産税12万円と集金費1万5,000円を差し引き、8万1,000円と計算、給与収入は、給与所得は給与収入9万1,000円の85%で計算(7万7,350円)している。なお、1950年分は、所得金額16万2,700円で、内訳は家賃8万2,080円、給料7万1,400円、利子8,870円、配当380円で、税額は2万8,050円であった。

5) 『高島文庫資料』(3-108)より。なお、資産の内訳は、土地(自用地、貸家の土地、山林)、立木、家屋、電話、株式、預貯金、生命保険、現金、家庭用動産である。なお、この時点での山林は注3。

6) 『高島文庫資料』(3-108)より。

承、尚一考を約して十一時退出」。17日にも税務署へ出頭です。「朝九時外出。土居と片山へ寄って、十時半税務署へ行き、渡辺君に会って懸案解決処理方打合の上、十一時退出。帰って会社に出勤した。然るに尚会社の銀行取引の表必要との照会があって、午後伊予、四国両銀行へ行行って、帳簿の写しを取り、税務署へ提出した」。11月27日に解決しています。「午後一時会社で税務署の渡辺君に接し、先日来の件結了した」。本年も税金では苦勞しているようです。

第3章 1953年

1953年(昭和28)、亀太郎70歳の年です。家業の中心の木工会社は大過なく経営を続けています。山林投資、土地売買を引き続き進めています。政治面では、本年3月、吉田首相のいわゆる「バカヤロー」解散があり、4月19日に第26回総選挙が行われています。ただ、亀太郎は甥の中村純一が出なかったため、大した選挙活動はしていません。愛媛県の政界は、衆議院と参議院選挙で自由党が敗北し、その腹いせで、革新支持の久松知事を追い詰め、副知事の羽藤栄市の首をとり、屈伏させ、県政は革新から保守に転換しています。以下、1953年の家業面について見てみます。

(1) 宇和島木工会社関係

木工会社は例年の通り、1月4日から開始しています。「会社は今日から就業するので、午前出勤する。午後一時旧郡是工場へ行行って、本社から残務処理に一寸出張した今井前庶務課長に会ふた。二時から城南荘で催される成瀬商店の新年宴会に出席して、予、挨拶を述べ、四時過帰宅」。

5月3日に、これまた例年と同様、会社の遠足運動をしています。「会社の遠足運動会を催すので、午前八時の松山行急行バスで社員工員二十余名と共に出発。法華津峠へ行く。峠の頂上展望所の所で下車し、一同折詰を開いて宴を催した。曇天ではあったが暖かく、相当展望も利いた。正午過切上げて徒歩下宇和へ下り、午後一時二十分下宇和駅発の列車で帰路に就いた」。

11月10日も、遠足運動会です。「会社の遠足運動会を松山見物として、午前六時迄に宇和島駅に集合する。予、稲岡、浜浦以下全員二十五名打揃ふて出発し、十時松山駅着。電車で市役所前へ行き、堀之内の体育館、国体跡、一番町の県庁諸建物、旧久松邸、三越を觀て、大街道から湊町の銀天街を通り、伊豫鉄食堂で昼食を共にした。午后は一同で城山へ登り、天守閣より展望を恣にして後、道後公園へ行き、動物園一覽、公園の秋色を賞して、三時一応解散。各自入浴等の自由行動に入った。予は重雄方を訪ひ、男児三人を伴ふて扇堂のしるこを味ひなどし、七時別れて国鉄松山駅へ出た。先着の一行と合し、准(準)急瀬戸で十時半無事帰宇した」。

11月、木工家具労働組合の要求がまたまた出て、対応しています。11月6日「六時会社で木工労働組合の役員数名と会見。同組合より申出の労働協約には応じ難き旨回答した」、11月16日「四時、会社で家具労組、南豫労組の役員と会見した」、18日「正午に会社へ出て、工員に労組関係のことで話しをした」、12月4日「十一時半会社へ出て、工員賃率増加の話をした」等々。結果は不明ですが、賃上げ容認で解決したようです。

12月5日に、宇和島商工会議所における経営者協会に高畠の木工会社も入会しています。「三時から会議所に於ける経営者協会の総会に出席した。今回、吾会社として此会に入会したので、予が顧問となって議事に参加し、閉会后、六時から丸重旅館で会食した」。

(2) 貸家関係

亀太郎は宇和島で最大の家主です。90軒の貸家を持っています。本年1月22日、家賃値上げを借家人に通知しています。「家賃値上額の通知葉書八十余通を出しなどする」。1月31日「宅用をして家賃通帳九十通を新調する」。

(3) 山林関係

亀太郎は山林地主で、1953年初めには、およそ200数十町歩程所有です。1953

年1月14日に松山で100町歩以上の山林所有者の林業懇話会があり、参加しています。「八時三十九分の列車で出発、松山へ赴いたが、卯之町辺は雪が薄く、八幡浜や松山は空風ばかりで少しも降って居なかった。十二時半着松。午後一時から県会議事堂第一委員会室に於ける愛媛林業懇話会に出席した。来会者は百町歩以上の山林所有者、其他法人の山林関係業者二十名位で、羽藤副知事、奥原高知営林署長も臨席の上、農林、大蔵両省へ税関係の陳情の件等を決議して、五時閉会した」。

本年も亀太郎は積極的に山林を購入、交換、売却などしています。1月下旬に高知県の下川口村（現土佐清水市下川口）の山林を購入しています。1月23日「豫て酒井君等との打合により二時二十分発の急行バスで金を持って、宿毛へ出張する。五時半同地着。有田、酒井両君と共に昭和館に投宿する」、1月24日「午前九時、両君と共に中西代書事務所へ行き、有田君の四國銀行関係の登記申請をする」。

6月23日には、亀太郎所有の三島村の山林の一部を売却し、かわりに石橋喜左衛門所有の日吉村の山林を購入しています。「石橋喜左衛門君来訪。当方三島村の山林右側と先方日吉村の山林との交換の話、成立した」。そして、11月4日には登記しています。「朝八時、西山君と共に石橋君方へ行って、登記書類に調印を取り、予は九時二十分の宇和島自動車乗合バスで岩松町へ行く。十時半に着いて、玉井代書事務所に頼んで石橋君との山林交換登記の申請をした。松風荘で其出来上りを待つこと数時。午後五時に漸く完了し、登記済書類を受取った」。

7月には清満村の山林を売買しています。清満村の山林を駄馬元善治（清満村の人）に売り、他方某氏（石橋と思われる）から山林を買っているようです。6月29日「午前八時十分の急行バスで西山君と共に岩松町へ出張する。九時着。大畑旅館で休息の上、清満から来た駄馬元君に会し、法務局出張所で同君関係の登記をする」、7月15日「十時三十分のバスで西山君と共に岩松へ出張した。着の上、松風荘で駄馬元君に会ひ、昨日の登記の出来上るを待つて受渡を済ま

せ、午後三時から三人がハイヤで清満村御代の川の山林へ行き、某氏所有の檜造林へ入って二時間に亘り踏査視察した。

10月12日に高知県幡多郡津大村の山林を購入しています。「十一時五十分の汽車で土佐江川崎へ出張した。午後二時同地法務局出張所へ到着し、先着の西山君と会ふた上、今回買約した津大村大宮の山林の売主岡村君等と取引及び登記をした。五時迄に了り、共に駅へ出て、五時四十三分発列車で七時過宇和島へ帰った」。面積は推定35町歩程です⁷⁾

その他、12月に亀太郎所有の三島村の畑を山林に登記変更しています。9日「十時十分のバスで三島村へ出張した。登記手續漸く完了し、芝代書人との間も済ませて、午後三時三十三分発。五時過帰着した」。

以上のように、積極的に山林投資を行うということは、家業が比較的順調であったことを伺わせます。

(4) 土地・建物売買関係

亀太郎はまた土地の売買・不動産業を続けています。前年の1952年の5月に郡是製糸の宇和島工場の土地・建物を購入しましたが、その一部を本年も転売しています。4月18日「午後、郡是と山本昇君方を一、二度往来して、昨年来引合のあった郡是工場の鎌原通側煮繭場浴場等の一画を分割、松浦木工へ売却の商談整ひ、夜、手附金を受取った」、4月30日「午前、渡辺と市役所へ行き、正午迄に松浦寛一君へ売約の郡是の土地建物の一部の登記書類が出来たので、午後、郡是で受渡をした」。5月7日には、郡是の社宅を1軒売却です。「午前郡是へ行き、今井課長の社宅であった住宅一軒を売約する」。6月7日には旧事務所の土地建物を売却しました。「午前九時から郡是へ行き、南郡西海町の濱田多治郎氏に会ふて、旧事務所を含む土地建物の一区画を売約した」。6月9日にも郡是の住宅1戸を売却しています。「宅に土居傳吉君来訪。郡是の内住宅壱戸

7) 『高島亀太郎文庫』(3-108)より。

を売約した」。6月12日にも土地・家屋売却です。「九時から郡是へ行って買人に会い、座敷の分土地五十余坪、家屋二十坪程を売約した」等々。

（5）納税関係

2月16日、亀太郎は宇和島税務署主催の模範納税者として表彰されています。「午後一時から宇和島税務署の主催による納税者表彰式に参列する。式は商工会議所楼上で行はれ、税務署長以下各課長及び管内市町村の税務係多数臨席の下に、五箇年間誠実申告納期日完納者として、予、榎本源蔵君等の五名が表彰を受け、表彰状と記念品を贈られた。之れに対し、予、被表彰者を代表して答辞を朗読し、式後、記念撮影と宴会があつて、三時帰宅した」。

3月13日には、1952年分の富裕税の申告をしています。資産の申告額1,300万円余です。「午後一時から税務署へ行って資産税係に就て書類を作成し、四時迄に富裕税の申告を了った。今年は郡是の分が増したので評価申告額千参百余万円となった」。

3月15日には、1952年分の所得税の確定申告です。「午前、所得税確定申告書を税務署へ提出した」。なお、『高島文庫資料』によると、所得金額(収入－必要経費)は30万0,860円で、内訳は不動産所得(家賃)13万8,000円、給与9万4,350円、利子7,560円、配当950円、雑所得6万円で、納税額4万5,770円となっています⁸⁾。

しかし、この申告所得は少なかったのか、税務署に呼び出されています。4月30日「銀行、信金へ行き、三時から税務署へ行く。個人所得係の大久保君から申告の追加を求められ、明日を約して帰後、資料を調べた」。そして、追加納税となっています(内容、金額不明)。5月1日「午前十時から税務署へ行き、

8) 『高島文庫資料』(3-108)より。1952年の家賃収入は、一般貸家家賃1ヵ月1万8,000円、年間21万6,000円と宇和島木工会社の家賃1ヵ月1万5,000円、年間18万円の合計39万6,000円の収入から、固定資産税分12万円、集金費1万8,000円、修繕費12万円を差引、13万8,000円と計算している。給与所得は、年間給与11万1,000円×85%＝94,350円で計算している。

大久保係員と交渉。午後、両銀行と税務署へ行って、結局修正確定申告をして追加納税することとし、四時迄に了った」。

固定資産税が重税であったため、亀太郎ら地主は宇和島市長とよく交渉しています。5月16日「榎本へ行って地主関係の数氏と打合せした上、一同市長へ陳情した」、6月12日「十時半から榎本へ行って地主連数氏を会し、協議の上、共に市役所に中平市長を訪ふて、納税組合関係の話をした」等。

7月22日、会社の決算について税務署の調査が入っています。「正午過、税務署法人税係の新任係長と渡辺君が会社に来て、昭和二十七年四月から二十八年三月迄の決算に就き調査があり、予も出社して説明に当たったが、大体正確に就き是認、只棚卸製品の評価過少の分を若干更正の筈で、午後二時半了った」。

7月28日に1953年分の所得税の予定申告をしています。「午後、所得税の豫定申告と納税をし、伊豫銀、郡是、渡辺へも行って、夕方帰宅した」。なお、『高畠文庫資料』によると、予定所得26万8,300円、予定納税額3万2,700円で、前年より少なめに申告しています。

亀太郎は山林をよく購入し、また前年郡是の工場土地建物を購入し、また、一部転売していますので、税務署から調べられ、よく揉めています。8月10日「午後、郡是跡土地家屋分譲分の調書を税務署資産税係へ提出した」、8月25日「十一時、市役所の税務課へ廻って税務署へ提出すべき貸家関係の固定資産税額を調べた上、一旦帰宅。午後、書類を作って四時税務署へ持参、説明をして置いた」、9月26日「午前十時、豫て出頭方通知があったので税務署へ行き、中村資産税係長に会ふた結果、不動産譲渡関係の調べは今年末を過ぎて後にすることになって直ぐに退出した」、11月17日「税務署員来訪。山林のことで問はれ、説明をする」等々。

第4章 1954年

1954年(昭和29)、亀太郎71歳の年です。世の経済は朝鮮戦争休戦(53年5月)を受け、不況の年です。高畠の家業も不振に陥ります。税金関係でも厳し

く追求され、打撃を受けています。政治関係では、吉田政権が続きますが、自衛隊法など悪法をこり押ししたり、また、造船疑獄などスキャンダルが出て、政権末期です。この年、亀太郎に翌年予定の宇和島市長選挙に出馬の要請があり、一時心も動いたようですが、断り、甥の中村純一に要請・決定しています。以下、1954年の亀太郎の家業について見てみましょう。

(1) 木工会社関係

木工会社は、例年通り、1月4日始業です。「会社は本日から始業する」。

5月9日の日曜日、会社の遠足の予定でしたが、雨でした。「会社の遠足を催す筈で用意をしたが、生憎雨天となったために、工場の二階で社員工員一同と小宴を開いた」。

11月6日の土曜日、会社の遠足運動会です。「会社の遠足運動会を白瀧行としたので、午前八時一同集合して駅へ出で、八時三十九分の列車で出発した。十一時着いて白瀧公園へ登り、瀑布と紅葉を賞した後、掛茶屋で弁当を開いた。工員連二十余名は尚酒宴中に、予と濱浦君など三名は午後一時四十七分白瀧発の列車で先づ帰り、四時半着宇。稲岡君外一同は、一列車後れて七時帰った」。

本年の家業は不振、製品は滞貨となっています。その対応として、亀太郎は11月19日、亀太郎の販売店の大売出しを始めました。「午後ミツワ大売出し開始に就き、札値入替へに立会ひなどした」。

(2) 貸家関係

特に記事はありませんが、不況の影響でしょうか、5月29日に家賃滞納者に催促しています。「会社用、宅用をする。家賃不納者に催告を出した」。

(3) 山林関係

不況の影響と思われませんが、前年のような活発な山林購入はなくなっています。この年は1件山林を購入です。3月5日「駄場元君と会ふて山林買取の登

記済書類を受取り、取引をした」。駄場元善治は清満村の人です。場所は清満村と思われます。

(4) 土地・建物売買関係

本年引き続き、旧郡是の土地・建物の転売をしています。4月25日「九時半から郡是へ行き、旧社宅の土地建物一戸分の売約をした」、5月18日「九時半郡是へ行って、丸箸君と土地建物売渡の取引を了った」、6月11日「郡是へ行って、土地一部売渡の件で緒賀清君に会った」等々。

(5) 納税関係

前年から、山林や土地の転売のことで、税務署と揉めごとが本年にも続いています。3月13日「午前九時までに税務署へ行き、資産税係三好事務官に会ふて譲渡所得の査定に就き折衝し、郡是跡土地建物売渡分は決定を見たが、山林の方は保留の儘、正午過退出」。

3月15日、例年と同様に、昨1953年分の所得税の確定申告をしています。「昭和二十八年分の所得税確定申告書を作成し、午後一時にやっと出来、直ちに税務署へ行って提出の上、信金、伊豫銀へ寄って納税をも済ませた」。なお、『高島文庫資料』によると、53年分の所得（収入－必要経費）は、74万9,600円で、内訳は、家賃20万7,000円、給与12万4,950円、貸金利子3万5,850円、配当3万7,800円、譲渡所得（土地家屋）34万4,000円で、納税額は21万8,500円となっています⁹⁾。53年分の所得は52年の30万0,860円の2.5倍で、大幅増ですが、それは、何よりも譲渡所得のためです。

確定申告をしたものの、所得税や資産税等で税務署と揉めています。3月17日「九時から税務署へ行って資産税係と折衝した。山林（土地）の再評価だけ

9) 『高島文庫資料』(3-108)より。なお、家賃も1953年1月に値上げし、所得増であり、また、給与（木工会社）も年間給与収入14万7,000円となり、所得増である（給与所得は14万7,000円×85%＝12万4,950円、で計算している）。譲渡所得は旧郡是の工場建物の転売によるものである。

は決定して申告したが、立木の方は決定に到らず、十一時過退出、4月10日「十時税務署へ行き、三好資産税係に会ふて三島山林立木の再評価申告手続を済ませ、納税したが、尚所得税係との間に問題を残して居る」、4月11日「日曜に拘らず、税務署の所得税係島津事務官より電話があつて出頭し、所得申告の各項と三島山林の件で調査があつたが、未解決のまま五時過帰った」、4月12日「午後税務署の資産税係へ行って、再評価税の修正申告をした」。4月13日「午前九時から税務署の島津君来訪、帳簿等に就き調査を受け、午後一時過迄に一応了った。山林の件は保留」、4月14日「午前八時より外出、中山税理士事務所へ寄つた上で、中村へ行き、終日中村へ居つて税務署との折衝に就き数回中山君が往復して、予とも打合をした。……午後五時迄に島津事務官担当の分は略了つたが、尚資産税係との交渉を残して明日に譲つた」、4月15日「午前八時より山下、中山へ行って、九時から午後五時迄中村に居る。此間に中山税理士をして税務署との交渉に当らせて居たが、総額は大体認めて、再評価の点其他に問題を残し、解決に到らなかつた」、4月16日「税務署との交渉は再評価の申告を再出発することゝなつて三時過帰宅」、4月17日「朝、西山君を招いて三島山林の旧林相に就て検討する」、4月19日「十時から中山税理士事務所へ行って、中山、薬師神両君と研究の上、林相の實際に基き正確な再評価申告書を作り、午後提出させた」。4月27日「午前九時税務署関税課へ稲岡君と共に行き、藤井課長、物品税係山本君に会ふて、昨秋来懸案の課税基準点見解相違の件解決し、従来会社側取扱の通りでよいことになつた」。

結局、5月1日、山林の譲渡所得に対して、170万円の税金を納付しています。巨額です。「九時から伊豫、四國両銀行へ行って金融の上、先般修正申告した山林所得に対する税金百七拾萬円追納分の納付をした」。

さらに、税務署から加算税が来ています。5月15日「十一時より中山税理士事務所へ行った。加算税の件、税務署意向判り、近日納附することとして同事務所への委嘱事項を一応打切つた」。5月31日に納税しています。「会社へも出勤して決算書を税務署へ提出又納税をした」。

その後もまた、7月15日には、税務署から清満村の山林取得のことを聞かれています。「午前九時税務署へ行って島津君に会い、清満山林石橋より取得の事情等の問いに対して説明した。近日書面で提出のこととして直ぐ退出した」、7月17日「朝、駄場元君、西山君来訪。十時税務署へ行って山林買入先の明細書を提出した」等。

なお、6月12日に1954年分の所得税の予定納税額を申告しています。所得金額は57万2,400円で、内訳は、不動産33万9,200円、給与12万7,900円、配当3万8,800円、営業所得6万6,500円で、納税予定額を11万4,480円としていました¹⁰⁾

(6) 公職関係

本年の12月18日に宇和島木工技能者養成所が開設され、亀太郎はその所長に就任しています。12月18日「午前九時より城北中学校の教室で催される宇和島木工技能者養成所開所式に出席する。家具建具の製造業者、職工徒弟等多数出席、佐藤基準監督署長の外、松山より富永労働基準局長其他来場、技能指導員の免許證授与式もありて、予、運営委員長として挨拶を述べた」。

(7) その他のこと—台風12, 15号—

1954年9月に2度も宇和島は酷い台風(12, 15号)に見舞われています。9月13日「直径一千キロと云はれる大きな猛台風十二号の接近は、両三日前から警戒されたが、豫想通り襲来し、前夜より強まった風雨は今朝七時過、予が会社へ出勤して稲岡君等と対策を打合せた頃迄はまだ大した被害を見なかった。然るに一旦帰宅して居た九時に、三十メートル以上の風速と思はれる突風の為め、会社第一工場屋根のスレート一瞬間に吹飛ばされて、吾宅裏の畑地にまで散った。雨を冒して会社へ行くと片側丈ケ三十間の内約二十坪が全く剥がれて

10) 『高島亀太郎文庫資料』3-108。

居た。其他雨漏り下の製品を片付ける等応急処置をして作業は本日中止させた。断続的に強風吹き、雨も劇しい中に午後三時台風は広島県に上陸し、九州北上の警報あり。夕方近所の人々が向ひの吾主家に避難して来た。宅では妻、女中と共に警戒に当り、強風のときは地下室へ避けるなどして不安の一夜を過した。暴風雨」。

さらに、9月26日にも台風来襲です。「台風十五号は予報より稍早目に且強く襲来し、午前二時頃には電燈も消へて南風物凄く吹き付け、予は又々地下室に避けて朝になった。五時頃最劇甚で前回よりひどいと感じたが、六時頃迄吹いて漸く減じ、西風に変じて七時には雨もほゞ歇んだ。会社へ出勤して見ると、稲岡君等も既に出て居り、スレート屋根が新に三十坪程飛ばされて、雨漏りの応急処置に従って居た。売店ミツワの日覆庇横長軒看板も吹飛んだ由である。午前宅へ登木君等来訪、台風は朝五時、中心が南豫を通過したので、県下の被害も前回より多いと判った」。

最後に1954年の家業を回顧して、亀太郎は次のように述べています。

「此歳は余りよい方ではなかった。前年の山林所得に因る税務署との折衝と納税は相当の悩みであり、打撃であった。旧郡是跡の不動産は売れず、所有山林は値下りし、所有家屋には二回の台風で可なり甚しい被害があつて、概して金が減った方である。会社も下半期になってデフレ下の製品停滞と金詰りで、経営困難を感じたが、年末稍見透しがつきかけた」。